

大型 MICE エリア振興に関する協議会設置要綱

(目的)

- 1 大型 MICE 施設が中城湾港マリンタウン地区へ設置されることに伴い、同施設を拠点とした東海岸地域の振興及び MICE エリアとしてのまちづくりを進めるため、地元東海岸地域サンライズ推進協議会等と沖縄県が一体的に取り組めるよう、「大型 MICE エリア振興に関する協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、大型 MICE 施設整備・運営に伴う次の事項について協議する。
 - (1) 東海岸地域の振興に関すること。
 - (2) 東海岸地域に係るまちづくりに関すること。
 - (3) 東海岸地域に係る交通対策に関すること。
 - (4) 東海岸地域に係る観光振興に関すること。
 - (5) 東海岸地域へのホテル、商業施設等民間事業者の誘致に関すること。
 - (6) その他、大型 MICE 施設整備・運営に関連する必要な事項に関すること。

(協議会員等)

- 3 協議会は、別表第 1 に掲げる協議会員で構成する。
 - (1) 議題に応じて、沖縄県副知事及び東海岸地域サンライズ推進協議会長は、協議会員の出席を求めるものとする。
 - (2) 議題に応じて、協議会員以外の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄県副知事及び東海岸地域サンライズ推進協議会長が主宰する。

(幹事会)

- 5 協議会の下部組織として「幹事会」を設け、別表第 2 に掲げる幹事で構成する。
 - (1) 幹事会は、沖縄県文化観光スポーツ部観光政策統括監及び東海岸地域サンライズ推進協議会事務局長が主宰する。
 - (2) 議題に応じて、沖縄県文化観光スポーツ部観光政策統括監及び東海岸地域サンライズ推進協議会事務局長は、上記構成員の出席を求めるものとする。
 - (3) 議題に応じて、構成員以外の出席を求めることができる。

(作業部会)

- 6 幹事会の下部組織として「作業部会」を設け、別表第 3 に掲げる作業部会員で構成する。
 - (1) 作業部会に作業部会長を置き、作業部会長は、沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課長とする。
 - (2) 作業部会は、作業部会長が主宰する。
 - (3) 議題に応じて、作業部会長は、上記構成員の中から出席を求めるものとする。
 - (4) 作業部会の主な議題は、まちづくり、交通対策及び観光振興に分類し、関係する作業部会員により協議するものとする。
 - (5) 議題に応じて、構成員以外の出席を求めることができる。

(運 営)

7 協議会は、次により運営する。

- (1) 協議会の運営方針及び重要な事項の決定は協議会の決議によるものとし、協議会により委託された事項及び軽微な事項の決定については幹事会が代行することができる。
- (2) 幹事会は、協議会から委任された事項について検討し、その結果を協議会へ報告するものとする。
- (3) 本要綱第3条から第6条に規定される構成員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体や会の役員等の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができることとする。

(事務局)

8 協議会、幹事会及び作業部会の事務は、沖縄県文化観光スポーツ部において処理する。

付 則

この要綱は、平成29年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年8月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

別表第1 (協議会)

職 名
【沖縄県】 副知事 文化観光スポーツ部長 企画部長 商工労働部長 農林水産部長 土木建築部長
【東海岸地域サンライズ推進協議会】 東海岸地域サンライズ推進協議会長 与那原町長 西原町長

中城村長
北中城村長

別表第2（幹事会）

職	名
【沖縄県】	
文化観光スポーツ部	観光政策統括監
文化観光スポーツ部	MICE 推進課長
企画部	企画調整課長
企画部	交通政策課長
商工労働部	ITイノベーション推進課長
農林水産部	農政経済課長
土木建築部	土木総務課長
土木建築部	道路街路課長
土木建築部	道路管理課長
土木建築部	港湾課長
土木建築部	都市計画・モノレール課長
土木建築部	下水道課長
土木建築部	建築指導課長
土木建築部	施設建築課長
【東海岸地域サンライズ推進協議会】	
<u>東海岸地域サンライズ推進協議会事務局長</u>	
与那原町	企画政策課長
西原町	建設部長
中城村	まちづくり推進課長
北中城村	企画振興課長

別表第3（作業部会）

職	名
【沖縄県】	
文化観光スポーツ部	MICE 推進課長
文化観光スポーツ部	MICE 推進課 担当班長
企画部	企画調整課 担当班長
企画部	交通政策課 担当班長
商工労働部	ITイノベーション推進課 担当班長
農林水産部	農政経済課 担当班長
土木建築部	土木総務課 担当班長
土木建築部	道路街路課 担当班長
土木建築部	道路管理課 担当班長
土木建築部	港湾課 担当班長
土木建築部	都市計画・モノレール課 担当班長
土木建築部	下水道課 担当班長
土木建築部	建築指導課 担当班長
土木建築部	施設建築課 担当班長
【東海岸地域サンライズ推進協議会】	
	与那原町
	西原町
	中城村
	北中城村